

船舶事故等調査報告書

平成23年10月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |   |   |
|----------------------------------|---|---|
| 事故等番号                            | 2010仙第103号  |   |
| 事故等種類                            | 衝突  |   |
| 発生日時                             | 平成22年10月24日（日） 11時30分ごろ   |   |
| 発生場所                             | 福島県いわき市塩屋埼東方沖<br>塩屋埼灯台から真方位116° 9.8海里付近<br>(概位 北緯36° 55.2' 東経141° 10.0')  |   |
| 事故等調査の経過                         | 平成22年11月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。  |   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | A 漁船 第二高栄丸 <sup>たかえい</sup> 、6.6トン<br>FS2-3115（漁船登録番号）、個人所有<br>B モーターボート ZEPHYR <sup>ゼファール</sup> 、5トン未満（長さ8.64m）<br>235-29100福島、個人所有   |   |
| 乗組員等に関する情報                       | A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定  |   |
| 死傷者等                             | A なし<br>B 負傷1人（船長B）   |   |
| 損傷                               | A 右舷船首外板に擦過傷<br>B 船首外板が圧壊   |   |
| 事故等の経過                           | A船は、船長Aほか3人が乗り組み、いわき市勿来漁港 <sup>なこそ</sup> に向けて約17ノット（kn）（対地速力、以下同じ。）の速力で南西進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、約5knの速力でトローリングを行って東進中、平成22年10月24日11時30分ごろ、塩屋埼東方沖においてA船の右舷船首部とB船の船首部とが衝突した。<br>船長Aは、本事故の約20分前にレーダーでB船を初めて探知し、その後、目視していたが、B船よりもA船の近くを航行していた他船に気を取られ、右舷側の窓から顔を出して他船を見ていた。<br>船長Bは、本事故時、船尾甲板においてトローリングの仕掛けを確認しており、衝突後にA船に気付いた。<br>船長Bは、衝突の衝撃で転倒したが、いわき市江名港へ自力で帰港し、病院で腰椎変性すべり症と診断された。<br>A船は、勿来漁港へ自力で帰港した。 |   |
| 気象・海象                            | 気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好<br>海象：海上 平穏  |   |
| 分析                               | 乗組員等の関与<br>船体・機関等の関与<br>気象・海象の関与<br>判明した事項の解析   | あり<br>なし<br>なし<br>A船は南西進中、B船は東進中、塩屋埼東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。<br>船長Aは、B船を視認したものの、A船の近く |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>を航行していた他船に意識を集中し、見張りを行っていないと考えられる。</p> <p>船長Bは、トローリングの仕掛けの確認に意識を集中し、見張りを行っていないと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、塩屋埼東方沖において、A船が南西進中、B船が東進中、両船が見張りを行っていないため、両船が衝突したことにより発生したと考えられる。</p>                |